

## 令和3年第1回山鹿市農業委員会総会議事録

令和3年1月5日(火) 13時27分から14時14分 山鹿市役所 4階 401会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 竹下 輝明	2番 下田 幸夫	3番 稲葉 和弘	4番 森 利光
5番 廣松 久喜	6番 長曾我部徹	7番 米岡 一利	8番 若杉 史
9番 栗原 政数	10番 阿蘇品幸博	11番 守川 千穂	12番 廣田 幸徳
13番 隈部 誠一	14番 坂本 照子		

2. 総会への欠席委員は次のとおりである。

0名

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

事務局長：堤 高治 農政係長：一法師 進 農地調整係長：坂口 美治  
主任：山口 儀一郎 主任主事：北原 薫

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

5名 7番 米岡 一利 10番 阿蘇品幸博 11番 守川 千穂 12番 廣田 幸徳  
14番 坂本 照子

5. 議題

議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請  
議案第2号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請  
議案第3号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請  
議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）  
議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転  
議案第6号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断  
報告第1号 農地法第3条第3の規定による届出  
報告第2号 農地法第5条第1項の規定による届出

## 1. 開 会

**副会長（隈部誠一君）**

ご起立願います。「礼」ご着席ください。

**事務局長（堤高治君）**

皆さんこんにちは。本日の総会は、農業委員総数 14 名全員が出席され、過半数を越えており、山鹿市農業委員会会議規則第 7 条の規定により総会は成立しております。

-----

## 2. 会長挨拶

**事務局長（堤高治君）**

まず、会長にご挨拶いただき、引き続き、会議規則第 5 条の規定により議事の進行をお願いいたします。

**会長（坂本照子君）**

（挨拶）

ただ今から、令和 3 年第 1 回総会を開会致します。

-----

## 3. 議事録署名委員の指名

**議長（坂本照子君）**

これより議事に入ります。本日の議事録署名委員は、11 番守川千穂委員、12 番廣田幸徳委員にお願いいたします。

-----

## 4. 議 事

**議長（坂本照子君）**

それでは、議事に入ります。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

**事務局（山口儀一郎君）**

議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請」でございます。

提案番号 1 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、申請地が譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利による取得でございます。調査書につきましては 1 ページ記載のとおりです。議案書 3 ページをお願いします。

提案番号 2 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

本案件は、山鹿市が定める別段面積 10 アール要件による取得でございます。

譲受理由は、申請地が譲受人の自宅に隣接していることから、耕作便利による取得でございます。

また、権利取得後の耕作面積は、議案書の 41 ページ、議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転の提案番号 13 番と合わせて 2,081 m<sup>2</sup>となります。調査書につきましては 2 ページ記載のとおりです。議案書 4 ページをお願いします。

提案番号 3 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、贈与でございます。調査書につきましては 3 ページ記載のとおりです。議案書 5 ページをお願いします。

提案番号 4 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人の隣接地取得でございます。調査書につきましては 4 ページ記載のとおりです。議案書 6 ページをお願いします。

提案番号 5 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人が申請地周辺を管理されていることから、耕作便利による取得でございます。調査書につきましては 5 ページ記載のとおりです。議案書 7 ページをお願いします。

提案番号 6 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人の隣接地取得でございます。調査書につきましては 6 ページ記載のとおりです。議案書 8 ページをお願いします。

提案番号 7 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人の隣接地取得でございます。調査書につきましては 7 ページ記載のとおりです。議案書 9 ページをお願いします。

提案番号 8 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人の隣接地取得でございます。調査書につきましては 8 ページ記載のとおりです。議案書 11 ページをお願いします。

提案番号 9 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

本案件は、山鹿市が定める別段面積 10 アール要件による取得でございます。

譲受理由は、譲受人が申請地に隣接する の宅地になります空き家を購入される予定であることから耕作便利による取得でございます。調査書につきましては 9 ページ記載のとおりです。議案書 12 ページをお願いします。

提案番号 10 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人の隣接地取得でございます。調査書につきましては 10 ページ記載のとおりです。議案書 13 ページをお願いします。

提案番号 11 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、贈与でございます。調査書につきましては11ページ記載のとおりです。議案書14ページをお願いします。

提案番号12番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人の隣接地取得でございます。調査書につきましては12ページ記載のとおりです。議案書15ページをお願いします。

提案番号13番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人の隣接地取得でございます。調査書につきましては13ページ記載のとおりです。議案書16ページをお願いします。

提案番号14番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人の隣接地取得でございます。調査書につきましては14ページ記載のとおりです。議案書17ページをお願いします。

提案番号15番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人の隣接地取得でございます。調査書につきましては15ページ記載のとおりです。議案書18ページをお願いします。

提案番号16番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、提案番号17番との交換でございます。調査書につきましては16ページ記載のとおりです。議案書19ページをお願いします。

提案番号17番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、提案番号16番との交換でございます。調査書につきましては17ページ記載のとおりです。議案書20ページをお願いします。

提案番号18番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、親子間の贈与でございます。調査書につきましては18ページ記載のとおりです。議案書22ページをお願いします。

提案番号19番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人が申請地周辺を管理されていることから、耕作便利による取得でございます。調査書につきましては19ページ記載のとおりです。議案書24ページをお願いします。

提案番号20番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

以前から譲受人が栗を作付けされておりましたが、今回、所有権を移転して管理されるものでございます。

譲受理由は、申請地が譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利による取得でございます。調査書につきましては20ページ記載のとおりです。議案書25ページをお願いします。

提案番号21番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

本案件は、先月の令和2年第12回総会で許可された水路の払い下げに関連するものでございます。蛇行した水路、逆S字になっていたものをまっすぐに付け替えたことによりまして、申請地であるカタカナの「ト」の部分が残地として残ってしまい、使い勝手が悪いいため申請地の西側を管理している譲受人へ贈与されるものでございます。

なお、譲受人が所有するカタカナの「ホ」の部分も同様に残地となりますが、この部分については、議案書の34ページ、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請の提案番号8番において「一般個人住宅」へ転用される予定でございます。調査書につきましては21ページ記載のとおりです。以上21件でございます。

**議長（坂本照子君）**

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

**議長（坂本照子君）**

提案番号1番から3番を北部地区担当委員

**6番（長曾我部徹君）**

提案番号1番から3番は、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。

**議長（坂本照子君）**

提案番号4番から18番を南部地区担当委員

**10番（阿蘇品幸博君）**

提案番号4番から18番は、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。

**議長（坂本照子君）**

提案番号19番から21番を東部地区担当委員

**9番（栗原政数君）**

提案番号19番から21番は、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。

**議長（坂本照子君）**

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

**議長（坂本照子君）**

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第1号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

**議長（坂本照子君）**

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

**事務局（北原薫君）**

議案書の26ページをお願いします。

議案第2号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

提案番号1番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑459㎡を一般住宅として転用する案件です。なお、申請地は昭和30年頃から宅地として利用されており、その経緯については始末書の提出があるため、追認となります。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図の1ページに現地の状況写真、2ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書22ページに立地基準を、23ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、1件です。

**議長（坂本照子君）**

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

**議長（坂本照子君）**

提案番号1番を南部地区担当委員

**1番（竹下輝明君）**

提案番号1番は、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。

**議長（坂本照子君）**

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

**議長（坂本照子君）**

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第2号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

**議長（坂本照子君）**

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

## 事務局（北原薫君）

議案書の 27 ページをお願いします。

議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

提案番号 1 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑 361 m<sup>2</sup>を取得し、農家住宅の宅地拡張を行う案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 3 ページに現地の状況写真、4 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書の 24 ページに立地基準を、25 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 28 ページをお願いします。

提案番号 2 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の田 1,334 m<sup>2</sup>を取得し、農家住宅として転用する案件です。なお、申請地は形状が悪く利用できない部分と畦畔部分があわせて 200 m<sup>2</sup>程度あるため、おおむね 1,000 m<sup>2</sup>程度の転用とみなしております。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 5 ページに現地の状況写真、6 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書の 26 ページに立地基準を、27 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 29 ページをお願いします。

提案番号 3 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の田及び畑、計 3 筆 492 m<sup>2</sup>を取得し、資材置き場として転用する案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 7 ページに現地の状況写真、8 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書の 28 ページに立地基準を、29 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 30 ページをお願いします。

提案番号 4 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑 333 m<sup>2</sup>を取得し、一般住宅として転用する案件です。なお、申請地はすでに宅地として整備されているため、その経緯について始末書の提出がなされています。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 9 ページに現地の状況写真、10 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書の 30 ページに立地基準を、31 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 31 ページをお願いします。

提案番号 5 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑、423 m<sup>2</sup>を取得し、一般住宅として転用する案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 11 ページに現地の状況写真、12 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書の 32 ページに立地基準を、33 ページに一般基準を記載しています。  
本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。  
次に、議案書 32 ページをお願いします。

提案番号 6 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。  
転用者は個人で、申請地田 392 m<sup>2</sup>を取得し、一般住宅として転用する案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 13 ページに現地の状況写真、14 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書の 34 ページに立地基準を、35 ページに一般基準を記載しています。  
本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。  
次に、議案書の 33 ページをお願いします。

提案番号 7 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。  
転用者は法人で、申請地の畑 418 m<sup>2</sup>を取得し、中古車展示場として転用する案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 15 ページに現地の状況写真、16 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書の 36 ページに立地基準を、37 ページに一般基準を記載しています。  
本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。  
次に、議案書の 34 ページをお願いします。

提案番号 8 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。  
転用者は個人で、申請地の畑 15.43 m<sup>2</sup>を取得して宅地の拡張を行う案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 17 ページに現地の状況写真、18 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書の 38 ページに立地基準を、39 ページに一般基準を記載しています。  
本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。  
次に、議案書の 35 ページをお願いします。

提案番号 9 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。  
転用者は個人で、申請地の畑 460 m<sup>2</sup>に使用貸借権を設定し、一般住宅として転用する案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 19 ページに現地の状況写真、20 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書の 40 ページに立地基準を、41 ページに一般基準を記載しています。  
本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。  
以上、9 件です。

**議長（坂本照子君）**

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

**議長（坂本照子君）**

提案番号 1 番から 2 番を北部地区担当委員

**2 番（下田幸夫君）**

提案番号 1 番から 2 番は、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。

**議長（坂本照子君）**

提案番号 3 番から 7 番を南部地区担当委員

**8 番（若杉史君）**

提案番号 3 番から 7 番は、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。

**議長（坂本照子君）**

提案番号 8 番から 9 番を東部地区担当委員

**13 番（隈部誠一君）**

提案番号 8 番から 9 番は、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。

**議長（坂本照子君）**

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

**議長（坂本照子君）**

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 3 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

**議長（坂本照子君）**

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画農用地の利用権設定・移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

**事務局（一法師進君）**

議案書 36 ページをお開き下さい。

この議案につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定により利用権設定移転で、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画によるものです。

今回の利用権設定は、新規設定 5 件、その面積は 16,444 m<sup>2</sup>でございます。

提案番号 1 番から 5 番までの申請地、申請人、契約期間については、議案書記載のとおりです。利用内容につきましては、「水稻」、「麦等」を作付け予定でございます。

なお、本事業は、農業経営基盤強化促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。以上でございます。

**議長（坂本照子君）**

事務局からの説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。  
（「質疑なし」の声あり。）

**議長（坂本照子君）**

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

**議長（坂本照子君）**

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。  
次に、議案第5号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転を議題とします。  
まず、提案番号1番から71番について審議します。事務局の説明をお願いします。

**事務局（一法師進君）**

議案書38ページをお開き下さい。  
今回の利用権設定は、新規設定70件、再設定6件、その面積は200,691㎡でございます。

提案番号1番から53ページの提案番号71番までの土地の所在等は、記載のとおりで、「水稲、野菜、茶等」を作付予定です。

なお、只今説明しました申請に係る調査書は42ページ～70ページに記載のとおりで、農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

**議長（坂本照子君）**

ただ今事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

**議長（坂本照子君）**

それではお諮りいたします。提案番号1番から提案番号71番までについては、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

**議長（坂本照子君）**

全員賛成でございますので、提案番号1番から提案番号71番までについては、原案のとおり決定いたしました。

次に、提案番号72番から75番までを審議します。これらの提案番号については、申請人がそれぞれ10番阿蘇品委員、7番米岡委員、11番守川委員、12番廣田委員の本人若しくは同居の親族で

あるため、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、議事参与の制限を受けますので、10 番阿蘇品委員、7 番米岡委員、11 番守川委員、12 番廣田委員は、該当する提案番号において審議への参加をご遠慮願います。事務局の説明をお願いします。

**事務局（一法師進君）**

議案書 53 ページをお開き下さい。

提案番号 72 番から 75 番の土地の所在等は記載のとおりで、「水稻」、「野菜」、「花苗等」を作付予定です。

なお、只今説明しました申請に係る調査書は 71 ページから 74 ページまでに記載のとおりで、農業経営基盤強化促進法第 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

**議長（坂本照子君）**

ただ今事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

**議長（坂本照子君）**

それではお諮りいたします。まず提案番号 72 番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

**議長（坂本照子君）**

全員賛成でございますので、提案番号 72 番については、原案のとおり決定いたしました。次に提案番号 73 番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

**議長（坂本照子君）**

全員賛成でございますので、提案番号 73 番については、原案のとおり決定いたしました。次に提案番号 74 番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

**議長（坂本照子君）**

全員賛成でございますので、提案番号 74 番については、原案のとおり決定いたしました。次に提案番号 75 番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

**議長（坂本照子君）**

全員賛成でございますので、提案番号 75 番については、原案のとおり決定いたしました。  
次に提案番号 76 番については、私の同居の親族案件のため、副会長に議長を交代し、議事進行をお願いします。

**臨時議長（隈部誠一君）**

次の提案番号審議については、副会長の私が臨時議長として議案審議します。

次の提案番号 76 番については、申請人が 14 番坂本会長の同居親族であるため、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、議事参与の制限を受けますので、14 番坂本会長は審議への参加をご遠慮願います。事務局の説明をお願いします。

**事務局（一法師進君）**

議案書 54 ページをお開き下さい。

提案番号 76 番の土地の所在等は記載のとおりで、「花苗」を作付予定です。

なお、只今説明しました申請に係る調査書は 75 ページに記載のとおりで、農業経営基盤強化促進法第 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

**臨時議長（隈部誠一君）**

ただ今事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

**臨時議長（隈部誠一君）**

それではお諮りいたします。提案番号 76 番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

**臨時議長（隈部誠一君）**

全員賛成でございますので、提案番号 76 番については、原案のとおり決定いたしました。  
ここで、議長を坂本会長に交代します。お世話になりました。

**議長（坂本照子君）**

副会長におかれましては、臨時議長大変お世話になりました。以上で議案第 5 号は終了します。

次に、議案第 6 号、農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

**事務局（坂口美治君）**

総会議案書の 55 ページをお願いします。

議案第 6 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断でございます。

提案番号 1 番の、土地の所在、地目、面積、所有者、利用状況調査につきまして、議案書記載の

とおりです。

現地の状況は、別紙2現地写真の21ページに現地の状況写真を掲載しております。  
2辺を杉山に囲まれた斜面にある荒廃した栗園で、農地としての再生が困難と判断しております。  
以上の申請は、非農地証明事務処理要領の要件を満たしていると判断しております。  
以上でございます。

**議長（坂本照子君）**

ただ今事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

**議長（坂本照子君）**

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

**議長（坂本照子君）**

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。  
以上で、議案第6号は終わります。

#### 4. 報 告

**議長（坂本照子君）**

次に、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

**事務局（山口儀一郎君）**

議案書の56ページをお開き下さい。  
報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について報告いたします。

令和2年11月に届出がありました件数は19件。筆数の合計は137筆、面積の合計は164,080㎡  
でございます。詳細につきましては、次ページ以降に記載しております。  
以上でございます。

**議長（坂本照子君）**

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

（「質問なし」の声あり。）

**議長（坂本照子君）**

質問等がないようですので、報告第1号は終わります。

次に、報告第2号、農地法第5条第1項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

**事務局（坂口美治君）**

議案書の59ページをお開きください。

報告第2号、農地法第5条第1項の規定による届出について報告いたします。

令和2年11月に届出がありました件数は2件、土地の所在、申請者、土地の所有者については、議案書記載のとおりです。

許可不要転用の内訳は、保安林への転用です。

以上報告を終わります。

**議長（坂本照子君）**

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

（「質問なし」の声あり。）

**議長（坂本照子君）**

質問等がないようですので、報告第2号は終わります。

以上で、本日の議案審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。これをもちまして令和3年第1回総会を閉会いたします。

-----  
**6.閉会**

**副会長（隈部誠一君）**

ご起立願います。これをもちまして閉会いたします。「礼」ご着席ください。

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するためここに山鹿市農業委員会会議規則第22条第2項の規定によりここに署名捺印する。

山鹿市農業委員会会長 \_\_\_\_\_

11番 農業委員 \_\_\_\_\_

12番 農業委員 \_\_\_\_\_